

児童発達支援センター

児童発達支援事業

《対象児童/定員等》

障がい児または発達に遅れや心配のある就学前の乳幼児、利用定員は放課後等デイサービスと合わせて1日30名です。

《サービス内容》

日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練など行います。

《開所時間》

月曜日～金曜日 9:00～17:00

《給食》

給食を提供いたします。

(給食については、実費負担があります)

《1日のプログラム》

通園	ご自宅までお迎えします。
設定活動 個別療育	歌、お遊戯、水遊び、屋外運動、行事等みんなで取り組みます。状況に応じて個別の課題に取り組みます。
給食	食事のマナーを守ります。好き嫌いをなく食べます。食事後は歯みがきをします。必要なお子さんには咀嚼の指導をします。
自由遊び	クラス、ホールで遊びます。
降園	ご自宅までお送りします。

◆この他にも個別プログラムを実施します。

《送迎》

釧路町内の方には送迎を行います。

(送迎できる時間・範囲は限られます)

《行事予定》

毎月のお誕生会、七夕、クリスマス会、ひな祭りなど各季節に合わせた行事、療育参観などを行います。

保育所等訪問支援事業

《対象児童》

18歳未満の児童

《サービス内容》

保育所・幼稚園・特別支援学級等に通う児童に対し町内の当該施設を訪問し、集団への適応のための専門的な支援を行います。

《ご利用の手続き》

受給者証をお持ちの方で、保護者からの申請に応じて、保護者及び訪問先と調整を行います。

障がい児相談支援センター “にじ”

《対象児童》

福祉サービスを利用する釧路町在住の18歳未満の児童。

《サービス内容》

通所支援(児童発達支援及び、放課後等デイサービス等)の利用に必要な「通所支援利用計画(案)」の作成と、通所支援事業者等との連絡調整を行います。

放課後等デイサービス

《対象児童/定員等》

小学校6年生までの町内在住の肢体不自由児、利用定員は児童発達支援事業と合わせて1日30名です。

《サービス内容》

理学療法士による、必要な個別の機能訓練を提供します。

《プログラム》

曜日を固定して実施しますが、利用ができない場合には、日程を調整します。

9:30～16:30のうち1時間30分程度。

◎利用料について

児童発達支援事業、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業のご利用には所定の利用料がかかりますが、保護者の所得に応じて給食費の減免や1ヶ月の利用料の負担上限月額が設定されています。

利用者負担上限月額/給食実費負担額

区分	世帯の収入状況	負担上限額 /給食(1食)
生活保護	生活保護受給世帯	0円/70円
低所得	住民税非課税世帯	
一般1	住民税課税/所得割 28万円未満	4,600円 /140円
一般2	住民税課税/所得割 28万円以上	37,200円 /590円

職員配置

管理者/児童発達支援管理責任者/嘱託医
/理学療法士/言語聴覚士/臨床心理士
/保育士/指導員/相談支援専門員

休業日

土・日曜日、国民の休日
年末年始（6日間程度）
夏期休暇（3日間程度：クラスにより異なります）
年度末～年度初めにかけて（4日間程度）

◎所在地



〒088-0623

釧路郡釧路町光和 3丁目 10番

釧路町児童発達支援センター “のびっと”

TEL (0154) 36-4780

FAX (0154) 64-7921

業務用携帯 090-6691-6354

障がい児相談支援センター “にじ”

TEL (0154) 36-4790

のびっとでは、心身の発達に遅れや心配のあるお子さんに対し、個々の成長や発達に合わせて、療育訓練や指導、機能訓練を行っております。

また、お子さんに関する心配ごとやお悩みについて、保護者の方と一緒に考えていきますので、どうぞお気軽にご相談ください。

ことばが遅い、視線が合わない、落ち着きがない、呼んでも振り向かない、運動がぎこちない、こだわりが強い、お友達とうまく遊べない、幼稚園・保育所の利用に心配がある・・・などなど

**お子さんのことで
悩んでいませんか？**



釧路町児童発達支援センター
のびっと



- ◆児童発達支援事業
- ◆保育所等訪問支援事業
- ◆障がい児相談支援事業
- ◆放課後等デイサービス事業

社会福祉法人 北海道社会福祉事業団

